

さいたま市大門第二特定土地区画整理組合告示 第 1 号

さいたま市大門第二特定土地区画整理組合の発注する「大門第二特定土地区画整理事業 区8-7号線外道路築造工事」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和7年9月24日

さいたま市大門第二特定土地区画整理組合
理事長 備 藤 松 夫

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和7・8年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、一般競争入札参加資格等確認申請書（さいたま市様式）を一般財団法人さいたま市土地区画整理協会管理課（以下「管理課」という。）に提出する。なお、後段の5(1)及び(2)で記述していることを満たす者であること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定がされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種に係る技術者の資格を有する者を、同法第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、当該工事の入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 当該工事に伴う予定価格が1億5千万円以上の場合、本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。
- コ アからケまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

エ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

オ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

カ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

キ 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として宣言し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(3) (1)又は(2)で決定した落札候補者は、競争入札参加資格確認申請として、当該工事の入札を行った日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる書類を管理課に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し(実務経験による場合は経歴書)、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写しも添付すること。

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、ウに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。)

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム(CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し。なお、共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し。

カ 社会保険等の加入に関する誓約書(社会保険等に全て加入している場合)又は社会保険等の適用除外に関する誓約書(社会保険等の全部又は一部について法令で適用が除外されている場合)。なお、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて提出すること。

キ 資本関係又は人的関係確認書(すべての建設工事が対象)

ク 当該工事に伴う予定価格が1億5千万円以上の場合、入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管理課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)

ウ 委任状(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱様式第4号)

3 落札の決定

(1) 落札候補者に対する落札の決定は、当該工事の入札を行った日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)且つ工事ごとに別に定める日に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

(2) 開札後、落札を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

(3) (1)又は(2)において、落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、くじによりこれを決定する。

(4) 発注者は、(1)又は(2)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者((2)に規定する失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、当該工事の入札を行った日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる書類を一般財団法人さいたま市土地区画整理協会工事課(以下「工事課」という。)に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱様式第1号)

イ 当該価格で入札した理由(同要綱様式第2号)

ウ 直接工事費に係る内訳書(同要綱様式第3号)

- エ 共通仮設費に係る内訳書（同要綱様式第4号）
- オ 下請予定業者等一覧表（同要綱様式第5号）
- カ 配置予定技術者名簿（同要綱様式第6号）
- キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（同要綱様式第7号）
- ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（同要綱様式第8号）
- ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（同要綱様式第9号）
- コ 手持ち資材の状況（同要綱様式第10号）
- サ 資材購入予定先一覧（同要綱様式第11号）
- シ 手持ち機械の状況（同要綱様式第12号）
- ス 機械リース元一覧（同要綱様式第13号）
- セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（同要綱様式第14号）
- ソ 誓約書（同要綱様式第15号）
- タ 社会保険等への加入状況届（同要綱様式第16号）

(4) 落札の決定は、当該工事の入札を行った日の翌日から起算して21日以内且つ工事ごとに別に定める日に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧又は貸出し

- (1) 設計図書等の閲覧は、一般財団法人さいたま市土地区画整理協会のホームページにて行う。
なお、設計図書等の貸出し及び配布は行わない。
- (2) 設計図書等の閲覧を希望する者は、上記(1)にあるホームページから意思確認等に回答すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者が設計図書等の閲覧を行うこと。ただし、閲覧を行う期間は、業務ごとに別に定める。
- (3) 設計図書等に関する質問は、質疑応答書を書面にて工事課に提出することにより行う。質問の受付期間は、業務ごとに別に定める。
- (4) 設計図書等に関する質問についての回答は、一般財団法人さいたま市土地区画整理協会のホームページにて行う。回答期日は、業務ごとに別に定める。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払い方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内とし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するも

のとする。

- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として、契約金額の10分の2以内とし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) この公告の写しは、一般財団法人さいたま市土地区画整理協会のホームページに掲載し、一般財団法人さいたま市土地区画整理協会にて閲覧に供する。

- (2) この公告に係る入札に用いる書類を、さいたま市のホームページからダウンロードして使用する場合

(注意) 発注者は、さいたま市大門第二特定土地区画整理組合

理事長 備 藤 松 夫 とする。

- (3) 入札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。

- (4) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。

- (5) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。

- (6) この公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等一般競争入札(事後審査型)要綱(平成19年さいたま市制定)、さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱の定めるところによる。

- (7) 書類等の提出先

さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

一般財団法人 さいたま市土地区画整理協会(2階)